

# 第9章 計画の推進に向けての取組み

## 1 事業推進体制

この計画を進めていくには、行政だけでなく、市民、事業者、ボランティアやNPOなどの活動団体それが役割を認識して、それぞれの立場から主体的に連携しながら活動に参加することが大切です。

### (1) 三者協働による計画の推進

この計画の基本理念（水と緑をまもり・ふやし・つなぎ・そだて、緑と共生した生活環境を次世代へと継承する）を実現するためには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場から主体的に水と緑のまちづくりに取り組むことが必要です。

久喜市緑の推進員や、自然保護活動を行っている市民などを中心にしながら、参加と協力の体制を確立し、三者協働により計画を進めています。

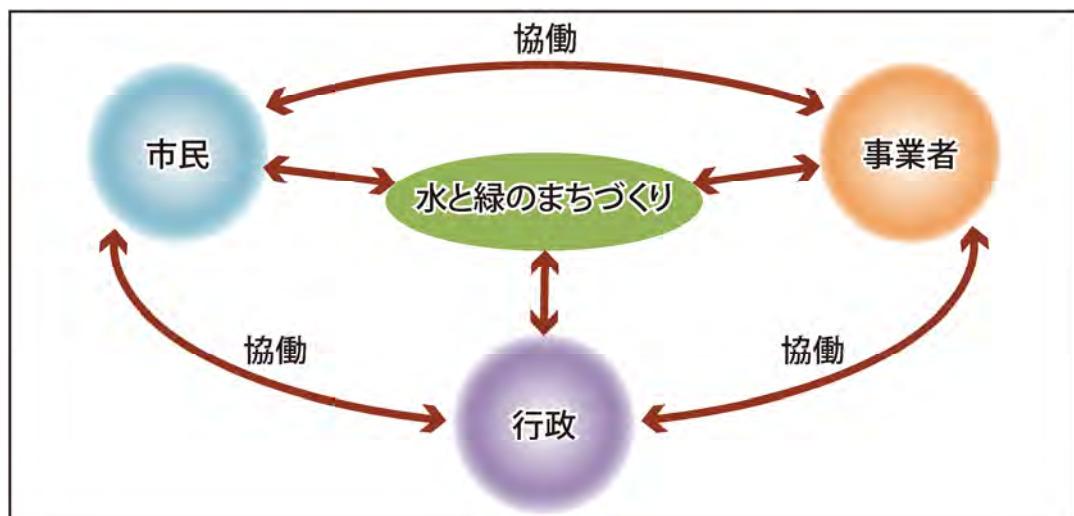


図 9-1 市民・事業者・行政の協働

## (2) 市民・事業者

水と緑のまちづくりの中心的役割を担うのは市民・事業者です。暮らしの中で日常的にふれあう身近な水と緑を意識しながら、自分たちのまちを自分たちで豊かに美しく育てていく意識を持ち、積極的に地域と関わりあいながら、水と緑のまちづくり活動に参加することが大切です。

樹林地や農地は、本市の緑の基盤として大切な役割を担っています。樹林地や農地の所有者の努力だけでは緑を守り切れない事態も生じつつあります。緑が果たす役割を認識して、緑の保全とともに、より積極的にその保全に関わることが求められています。

本市の水と緑にかかるボランティア、NPOなどの団体は、これから活動の核になることが期待されています。活動の活性化と多くの市民が気軽に参加できる仕組みづくりが求められます。

## (3) 久喜市緑の推進員

久喜市緑の推進員は、市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして、年齢を問わずに市内に在住、在勤、在学している方にボランティアを委嘱しているものです。

久喜市緑の推進員は、自然や緑などの調査や、家庭や事業所などにおける身近な緑づくりを呼びかけ、情報交換など、意欲的に活動しており、水と緑のまちづくりをけん引する役割を担っています。

## (4) 久喜市環境推進協議会

身近に誰にでもできる環境配慮に関する取組みを、共同意識のもとに推進する組織として、市内事業所や環境活動をする市民団体などで構成されており、環境についての活動のほか、事例発表や情報交換を行っています。

環境の保全と創造に向けた活動を協働して推進することで、一人ひとりでは効果が小さくとも、みんなで力を合わせて大きな成果を上げることができます。そのためには、より多くの市民や事業者の参加が求められます。

## (5) 久喜市環境監査委員会

久喜市環境監査委員会は、市民からの環境の保全や創造に関する意見、要望等を審議して必要な調査を行ったり、市の環境の保全や創造に関する施策について環境監査を実施したり、これらの事務に関して市長に必要な助言や提言を行います。

## (6) 久喜市緑化推進調整会議

久喜市緑化推進調整会議は、水や緑に直接かかわる部門だけではなく、教育部門、各施設管理者なども参加する庁内組織です。

水と緑に関わるすべての部門が参加する久喜市緑化推進調整会議は、より効果的な施策の推進のための調整を行う組織として、総合的な立場から調整能力を発揮することが求められます。



緑化推進調整会議

## 2 計画の進行管理

### (1) PDCA サイクルによる順応的な対応

本計画の事業期間は 10 年ですが、社会経済情勢の変化のスピードを考えると、本計画の内容を固定したものとして進めることは適切ではありません。計画を効率的・効果的に進めていくには、常に施策の展開の効果を点検・評価し、施策を取り巻く環境条件の変化に対して、すばやい対応が求められます。

このため、施策実施後の点検・評価と改善を重視した、PDCA（Plan Do Check Act）サイクルを繰り返しながら、計画の推進を図っていきます。

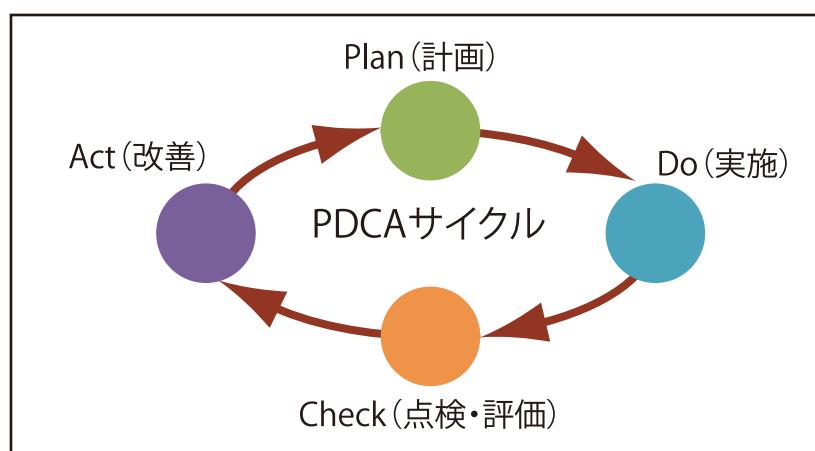


図 9-2 PDCA サイクル

### (2) 実施状況の点検と公表

水と緑のまちづくりに関する施策について、毎年度の施策の実施状況について点検を行い、次年度以降の施策に活かします。また、年次報告書「久喜市の環境」により、公表します。

### (3) 計画の見直し

本計画は、平成 36 年度までを計画期間としますが、上位計画や関連計画の改定、法制度等の変更など、本計画を取り巻く状況が変化した際などに適切に対応するため、おおむね 5 年ごとに計画の見直しを行います。

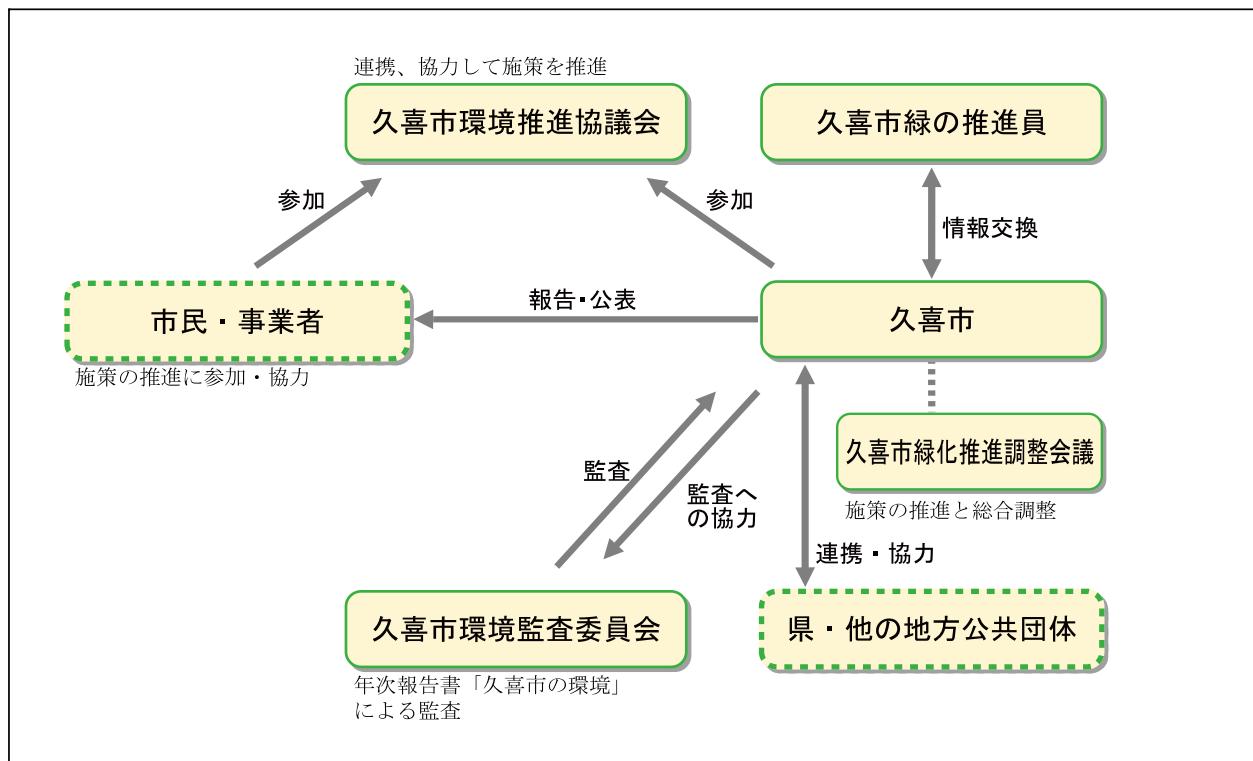


図 9-3 進行管理のための体制